

意匠法と著作権法との関係

—応用美術の保護に及んで—



牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

はじめに

筆者がここに発表する論説は、月刊誌「につけいでざいん」を発行している日経BP社が、創刊5周年記念別冊として1992年10月30日に発行した『デザインの紛争と判例』の中から、最近話題になっている「応用美術」の保護問題に絡む事件等について紹介するものであり、この事情について理解された本誌編集者佐藤修一氏のご好意を感謝する次第です。

筆者自身は、わが国において「応用美術」という用語は死語となっていると認識していたことから、この用語が最近突然目を覚ましていることを不思議に思っているのです。

その動機を創出されたのは、元知財高裁判事で弁護士になられた三村量一先生が受任された「幼児用椅子」の意匠をめぐる知財高裁平成26（ネ）10063号の著作権侵害行為差止等請求控訴事件（知財高平27.9.14判）において、その製品は一種の「美術の著作物」とであると主張し、著作権法による保護を要求されたことに端を発しているのです。

なお、この論説を発表するに当たっては、全体を読み直してチェックしたけれども、修正する箇所は殆どなかったことを付言します。

また、拙著「意匠法の研究」（四訂版）（発明協会 1994年）の357頁以下も参考になります。

一 量産品も保護対象にするのが突破口

1. デザインと著作権法の関係

1.1 デザインの種類とわが国の保護法

(1) デザインの分野を区分するには、種類の見方がある。ここでは、大量生産方式によるインダストリアル・デザイン（ID）と、手工作によるハンディクラフト・デザイン（HD）とに分けてみる。IDはさらに、プロダクト・デザイン（PD）とビジュアル・デザイン（VD）とに分けられる。

PDといわれるものにはあらゆる物品が含まれるから、わが国意匠法にいう「意匠」が含まれるし、VDといわれるものにはサインやシンボルが含まれ、タイプフェイス（フォント）はこの中に入るだろう。

(2) まずわが国意匠法は、「意匠」をどのように考えているかといえば、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こすもの」（意2条1項）と定義している。「工業上利用することができる」（意3条1項柱書）意匠であることは、登録の要件にす

ぎない。

これに対し、英国のCDPA1988は、「この法律で“デザイン”とは、工業的方法又は手段によって物品に利用される形状、模様、装飾の特徴をいい、その物品上の特徴が眼に訴えられかつ眼で判断できるものをいう」(265条(1))と定義する。

英国では、工業的手段によって物品に利用されるものが「デザイン」の成立要件となっているのに対し、わが国では、工業的手段によることは「意匠」の成立要件と考えられていない。

すると、意匠の定義にいう「物品」とは、量産品に限らず、手工による一品製作品、例えば陶芸品や漆器などの美術工芸品といわれる物品も含まれていると解される。

このような面を見ると、意匠法は著作権法の特別法であるといえる。意匠法は著作権法の特別法という考え方は、意匠法の保護方法を基本的にコピーライト・アプローチで考えてきたヨーロッパ諸国のものであるが、わが国も現行意匠法はそれ以上に、著作権法との密接な関係を示していると言っても過言ではない。

このように考えてくると、工業的手段によって量産することができる物品に現したデザインは、一般法の著作権法によってではなく、特別法である意匠法によって保護することが原則であることになる。

1.2 著作権法の保護範囲

(1) そこで、著作権法と意匠法の立法の目的を比較すると、次のような違いが見られる。

著作権法は、「・・・これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」(著1条)。

これに対し、意匠法は、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」(意1条)。

このような規定から、著作権法は文化立法、意匠法は産業立法といわれる。

しかし、このような立法上の文言は、概して画一的なものであり、現実から遊離している場合が多い。ということは、著作権法が文化立法であるといっても技術革新の大きな影響を受けているし、意匠法が産業立法であるといっても国民の文化的レベルの向上に大きな影響を与えている。したがって、両法の目的の違いを、文化立法か産業立法かで分けて考えることは、今日では実益がないといえるのである。

(2) ところで、わが国の著作権法において、前記したようなデザインが保護の対象となるためには、それが「美術の著作物」といえるかどうかにかかっている。

まず著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(著2条1項1号)と解されている。美術の範囲に属する「美術の著作物」について、東京高裁は、次のように説示している。

「著作権法上の著作物性は、美的な価値の多寡高低によって決せられるものではなく、単に美術の範囲に属するか否かによって決せられるものであって、文字等の書体について美的な表現を創作するにあたって労作の多少などは、著作物性の決定については考慮されるべきものではない・・・」。

著作権法が2条1項1号の『美術の範囲に属するもの』とした著作物は、このうち実用に供されるものについては、創作されたときに、これを客観的にみて、鑑賞の対象と認めうる一品制作の著作物をいうものと解する」(東京高昭58.4.26判・ヤギボール等事件)。

「美術工芸品」といわれるものは、実用品に表現した美的創作物ではあるが一品制作品であり、かつ鑑賞の対象となり得るものというのが、下級裁判所の解釈である。